

○内閣総理大臣（岸田文雄君） 国葬儀の実施については、政府として、どういう理由でどういった法的根拠でこれを判断したのか等、こうした判断のありようについて丁寧に説明することが重要だと思っております。そして、あわせて、そうした判断について説明すると同時に、できるだけ多くの国民の皆さんとの理解を得るよう説明責任をしっかりと果たしていかなければいけない。こうした判断と、そして国民の理解を得るための努力、この二つが重要だと認識をしています。

今委員の方から、その表明した時点で十分説明していたのかという御指摘については、要はその時点で十分説明が尽くされていたのかということについては、これは政府としても謙虚に受け止めなければならぬと思います。

○吉川沙織君 立憲民主党の吉川沙織でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、安倍晋三元内閣総理大臣に対しまして深く哀悼の意を表します。

故安倍元総理の国葬儀に関し、岸田総理がこれを初めて明らかになさったのが七月十四日の総理記者会見においてでございます。安倍元総理の逝去から数日後のこと。岸田総理は、七月十四日の記者会見の時点では国会や国民に対して説明する必要があるとお考えだったかどうかをお伺いしたい

と思います。

○内閣総理大臣（岸田文雄君） 国葬儀の実施については、政府として、どういう理由でどういった法的根拠でこれを判断したのか等、こうした判断のありようについて丁寧に説明することが重要だと思っております。そして、あわせて、そうした判断について説明すると同時に、できるだけ多くの国民の皆さんとの理解を得るよう説明責任をしっかりと果たしていかなければいけない。こうした判断と、そして国民の理解を得るための努力、この二つが重要だと認識をしています。

今委員の方から、その表明した時点で十分説明していたのかという御指摘については、要はその時点で十分説明が尽くされていたのかということについては、これは政府としても謙虚に受け止めなければならぬと思います。

その後、七月二十二日に閣議決定するなど、その後の取組の中で説明を続けたわけですが、いずれにせよ、説明の重要性しつかり認識して、今後とも説明努力を続けていきたいと考えております。

○吉川沙織君 私、今總理にお伺いいたしましたのは、表明をされた時点では国会や国民に対して説明をするおつもりがあつたのかどうかということを

なぜ今このようなお伺いをしたかと申しますと、七月十四日の総理会見の議事録拝見いたしましたと、いつた検討をされたんでしようか。

總理は、記者からの質問に、国会やどこかで説明する必要があるんじやないですかと問われた際に、總理は、国葬儀に関しては行政権の作用として内閣の判断で行い得るとしか答弁されていません。

翻って、先日、八月三十一日の總理会見においては、説明が不十分との指摘を受け止め、正面から答えること、国会審議の場においてテレビ入りで御自身が答弁すること等を表明されました。この間、国葬儀に対して世論調査がよろしくない結果が続いたからにほかならないと考えますが、總理が同日の会見で言及した信頼と共感の政治からは少し遠かっただではないかと思います。

ここで、事実関係を幾つか伺います。官房長官に伺います。

○國務大臣（松野博一君） お答えをいたします。

七月二十二日の閣議決定によるものであります。

○吉川沙織君 今冒頭でも報告いただいた事実でございますが、七月十四日に總理が記者会見で国葬儀を行うということを表明され、七月二十二日に九月二十七日に国葬儀を行うということをお決めになられました。

つまり、七月十四日から七月二十二日まで約一週間、間があつたわけになります。この間、どう

○内閣総理大臣（岸田文雄君） もちろん、国葬儀を実施するに当たり、内閣法制局等とのその協議によつて、法的根拠ですか、何よりも国葬儀を行う理由についてしっかりと整理をするなど、様々な検討を行つた上でその十四日の最初の表明ということになつたわけですが、その後も、閣議決定を行つた際に様々な手続が必要になりますので、そうした内容について、手続等を進める、書式等を用意するなど準備を進めて、二十二日の閣議決定に至つたと振り返つております。

○吉川沙織君 七月十四日總理会見、七月二十二日の日に閣議決定をされた。その間の内閣内部における意思決定のプロセス、検討過程が不明で、これだけ国民の皆さんがいろんな思いをお持ちである中で、この一週間何をやられたかという今の答弁は、手続とか法的根拠とか、プロセス、書式とか、そういうことを検討されていたということでしょうか。

○内閣総理大臣（岸田文雄君） まず、今回の国葬儀を行うことにつきましては、その根拠は内閣府設置法及び閣議決定であるということを申し上げています。

そして、そのまづ十四日の段階で、これは政府として、行政府として、しっかりと行える、このことについて、これは法的に整理をしなければならない。こういったことで、十四日の段階までに、

○吉川沙織君 仮に七月十四日までにある程度内閣の内部でいろんな検討をされて、ただ、七月二十二日に正式に閣議決定をされておるわけでござります。表明をされて、本当に決めるまでの間、例えば国会に意見を聞くとか、国民の声を吸い上げるとか、そういうたつ努力はできたはずです。

○吉川沙織君 総理、こういった事実御存じでしょうか。

平成三十一年四月三十日で御退位された現在の上皇陛下の退位に関しましては、内閣を代表する内閣総理大臣から国会で議論してほしいと要請があり、これを踏まえ、衆参両院正副議長が、各会派の意見を聞き、国会として意見の取りまとめを行い、政府に回答したという事実がありますが、こういったことは御存じでしょうか。

○内閣総理大臣（岸田文雄君） 御指摘の点につ

まずこの国葬儀の実施については、これは立法権にも属さない、司法権にも属さない、行政権にも、あつ、行政権に属するものであるということを確認し、それが、それだからこそ、内閣府設置法にこの実施主体が明記されているということである、こうした法的な整理を内閣法制局と行つたわけであります。そして、行政権であるならば、あつ、行政権に属するんであるならば、これは閣議決定が必要であるということで、七月二十一日の閣議決定を進めた、こうした議論を行つたということです。

○吉川沙織君 行政権、立法権、司法権があつて、行政権の判断で行い得るという解釈は、確かに法解釈論的に入り得るのかもしれません。ただ、私が今伺つているのは、手続、プロセス、国民の納得性の問題です。

○吉川沙織君 今回の国葬儀に関しましては、事前に国民の代表機関たる国会の意思を聴取せず、国会の議決を経たわけでもありません。このような事態は、主権在民の現行憲法下における中心的機関たる国会が国葬儀に参画していないことを示しています。形式的には国葬儀であるものの、実質的には国葬儀であるのか甚だ疑問です。

○内閣総理大臣（岸田文雄君） 閣議決定でできると繰り返しおっしゃいますが、そういうたつ理由ばかりお述べになるのではなく、國民に寄り添つてその意見をいかに吸い上げていくかに腐心すべきだと思います。国の儀式として、国会の意見を聴取した上で、内閣が最終判断をしてお決めになるのは結構かと思いますが、そういうことについて、私も今すぐにその詳細についてそれをつまびらかにすることはできませんが、いずれにせよ、行政権の範囲内でということで適切な手続を進めたということであります。

○吉川沙織君 あわせて、説明が不十分であるということについては謙虚に受け止め、引き続き説明努力を続けていきたい、そのように思います。

○吉川沙織君 行政権、立法権、司法権があつて、行政権の判断で行い得るという解釈は、確かに法解釈論的に入り得るのかもしれません。ただ、私が今伺つているのは、手續、プロセス、国民の納得性の問題です。

○吉川沙織君 今回の国葬儀に関しましては、事前に国民の代表機関たる国会の意思を聴取せず、国会の議決を経たわけでもありません。このような事態は、主権在民の現行憲法下における中心的機関たる国会が国葬儀に参画していないことを示しています。形式的には国葬儀であるものの、実質的には国葬儀であるのか甚だ疑問です。

○内閣総理大臣（岸田文雄君） 閣議決定でできると繰り返しおっしゃいますが、そういうたつ理由ばかりお述べになるのではなく、國民に寄り添つてその意見をいかに吸い上げていくかに腐心すべきだと思います。国の儀式として、国会の意見を聴取した上で、内閣が最終判断をしてお決めになるのは結構かと思いますが、そういうことについて、私も今すぐにその詳細について

つた姿勢が私は残念ながら欠けていらつしやつたのではなかと思ひます。

先ほども取り上げ、この間も何回もやり取りしましたけど、七月二十二日の閣議決定は、吉田元

総理国葬儀の際の賛議決定とはほほ同じ文言踏襲されていてます。その費用については、「四 葬儀のため必要な経費は、国費で支弁する。」とされており、本来は予算を所管する予算委員会で審議さ

れてしかるべきであり、自身も議院運営委員会理事会において、この件について議論する場はこの議院運営委員会ではなく予算委員会が筋だと強く

主張いたしました。議院運営委員会は長く籍を置かせていただき、いる身として、このような傾向に危惧を抱くものの、最終的に国会として致し方なく今日の場に至っています。

他方、我々は憲法第五十三条の規定に基づき臨時会の召集要求を八月十八日に出しています。

召集要求が出されれば、内閣には臨時会の召集義務があります。これは、国会のことは国会でお決めになるじゃなくて、内閣の責任者たる総理がお決めになればすぐに召集できるんですが、御見解をお願いします。

○国務大臣（松野博一君）　国会の召集に關しましては、先生からお話をいただいたとおり、内閣で決定すべきものであります。召集時期に關しては内閣が決定し、合理的な一定の期間内という

）ことで定められているかと考えております。

国会のリード役をこなすので、与党ともよく相

まいりたいと考えております。

○国務大臣（松野博一君）既定予算の中において支出されるという」とござります。

○国務大臣（松野博一君）既定予算の中において支出されるという」とござります。

(吉川沙織君) 国会のこととは国会でお決めになつたが、常習答弁だつたのに、今回のこの件に関しては総理が八月三十一日に御自身がテレビに出て説明をされるとおつしやつて、今この場に至つています。

臨時会の召集要求は、憲法に規定される内閣の義務でござります。内閣が判断すればすぐにでも

○国務大臣（松野博一君）先生からお話をいただいたとおり、既定予算からでござります。

召集がかないます。新型コロナウイルスの第七波物価高騰、様々国民生活をめぐる課題が山積し、法的措置、予算措置も場合によつては必要かと思ひます。そのためには国会が開かれていなければ多くの議論ができません。總理、判断すべきだと思ひます。

○吉川沙織君　これらについて全額を既定予算で扱うとすれば、既定予算のうち八億円程度と六億円程度が冗費、いわゆる無駄な費用ということにもなりかねません。仮に冗費でないとすれば、その分、既定予算を圧迫することになりますが、それに充てようとした施策の経費の質、量が低下すると、いう懸念も生まれることになりますが、總

本来この件も予算委員会で審議すべき内容ですが、内閣は八月二十六日の閣議において今回の国

するという懸念も生まれることになりますが、総理の御見解お伺いいたします。

葬儀に一億四千九百四十万円を予備費から支出することを決定しました。これには警備費等が含まれていなかつたため、我々からの強い要請に基づき、一昨日、九月六日に予備費以外の大枠の経費として約十四・一億円とする資料が示されました。

○内閣總理大臣（岸田文雄君） まず、今回の警備・接遇費につきましては、今官房長官からありましたように、既定予算の中から支出を行います。これは適切な手続に基づくものであると認識をしております。

まず、事実関係を官房長官に伺います。

そして、今我々は様々な政治課題に直面しているわけですが、そうした必要な予算につきまして

は、コロナ対策、物価対策を始め、しっかりと必要な予算を確保し、そして、国民生活そしてなりわいをするために万全を期していきたいと存じます。

今後の状況、不透明ですが、適切に財政面からも判断をし、対応をしていくことになります。今回の財政支出が他の政策課題に悪影響を生じるというものではないと認識しております。

○吉川沙織君 今総理から、既定予算の中で対応してもほかの政策に影響、悪影響を与えることはないということでしたけれども、そうしたら、その分やつぱり冗費だったのではないかという懸念も生まれますが、そういうことは本来予算委員会で審議すべきだと思います。

九月六日に内閣から資料として提示された経費について、警備費については八億円程度とされています。昭和天皇崩御の際の大喪の礼とは単純に比較はできないのですが、資料として残っている、確実に残っているものとしてお伺いいたしました。

官房長官に伺います。

大喪の礼の際の警備費について教えてください。
○国務大臣（松野博一君） お答えをさせていただきます。

平成元年の大喪の礼については、海外百六十四か国からを含め多くの国内外の要人が参列され、

御葬列、葬場殿の儀、陵所の儀など様々な行事が行われたところであり、警備活動に必要な経費として予備費で約二・四億円を措置したと承知をしています。

警備活動の具体的な内容や装備品等に関する詳細な記録がないため、当時と今回の警備費用を一定程度比較することは難しいところがございますが、今回の国葬儀が特に接遇を要する海外要人の数も五十代表団程度であると仮定されることから勘案しますと、八億円と見込んでいる警備に要する経費は妥当な水準だと考えています。

○吉川沙織君 それでは次に、吉田元総理の国葬儀、それ以降の元総理の内閣・自民党合同葬で警備費が分かるものについてお伺いいたします。

○国務大臣（松野博一君） お答えをいたします。

国内外の要人の警護を始めとする警備活動は、元総理の葬儀の警備も含め通常業務として行われるものであり、その業務に要する経費はこれまでも原則として毎年度の予算として所要額を計上しています。

○国務大臣（松野博一君） お答えをさせていただきます。

したがって、こうした経費を葬儀に関連した経費による警備費の中において、それを、警備費を切り出していくことはございません。しかししながら、今回、総理からも国民の皆様により丁寧な説明をすべしという御指示もいただき、その中において、各国との連絡の調整の中、約百九十団体等が各国から御参加をいただき、そのうち

平正芳内閣・自由民主党合同葬儀についてのみ警備活動に必要な経費として予備費で約一・二億円を措置した実績がありますが、当時の会計資料が残っていないため、予備費を使用した確たる理由や、その警備活動に要した経費の総額を申し上げることは困難でございます。

○吉川沙織君 今日、冒頭の官房長官の御説明の中でも、国が関与した葬儀に関して警備に要する

経費を切り出して示したことではないという、こういう御説明もありましたので、それはそれとして理解する部分はあるんですが、これだけ国民への説明が足りていなくて、国民の皆さんからの疑念が生じていて、であるならばこそ、ちゃんと切り出して説明をすることこそが私は国会や国民に対して誠実な説明責任だと思いますが、長官、いかがでしょう。

○国務大臣（松野博一君） お話をいただきましたとおり、過去の既定経費による警備費の中において、それを、警備費を切り出していくことはございません。しかししながら、今回、総理からも国民の皆様により丁寧な説明をすべしという御指示もいただき、その中において、各国との連絡の調整の中、約百九十団体等が各国から御参加をいただき、そのうち

警備が必要な団体が五十団体と仮定した上で、先

ほど申し上げましたところの警備費をお話をさせただいたということです。

○吉川沙織君 国会に対して誠実に説明をいただこうこと、お伺いしていないことを答弁なさるのちよつと違うと思いますので、是非お聞きしたことにお答えいただけるとうれしく存じます。

先月八月二十五日、安倍元総理の事件を受けて、警察庁は、警備の検証、見直しに関する報告書を国家公安委員会に提出しています。この報告書を踏まえれば、今回の警備に要する経費はこれで本当に十分なんでしょうかという見方もできますが、総理、どうですか。

○内閣総理大臣（岸田文雄君） まず、こうした安倍元総理が非業の死を遂げられたこと、このこ

とを重く受け止め、我が国のこの警備についていま一度しっかりと点検をしなければいけないということです。警察庁においても検証を行った、こうしたことであります。当然のことながら、これから行われる国葬儀、もちろんでありますし、来年のG7サミットを始め我が国で行われる大きな行事においてこの警備、警護に万全を期していかなければいけない、こうしたことであると思つています。

そういう点も踏まえ、そして、先ほど官房長官から申し上げたような、今各国から様々な連絡が入ってきており、海外からの要人の数も一応想定ができる段階まで来た、そういうことで具体的な数字を挙げさせていただいたということあります。警備について万全を期した上で予算であるということ、これは当然のことであります。

○吉川沙織君 今、既定予算の中で全部賄うということでしたし、十分に行うというのであれば、既定予算というのは国会の議決を経た予算です。国会に説明してきたことと違うことに今回、まあその中でということですが、施策の経費を圧迫するだけでなく、本件に関しても、もし仮に質や量が低下してしまうことであるならば、補正予算等で対応し、国会の議決を経て国葬儀を執り行おうとする姿勢を示すのが本来内閣のあるべき姿ではないかと思います。

元総理の葬儀において、戦後一例しかない吉田元総理の国葬儀の際も、法的根拠について議論になっています。法律的にも制度上にも国葬についての規定がないため、国葬儀に踏み切るまでにはあらゆる角度からその是非が検討されたと記録が残っています。

今回、法的根拠がないこと、閣議決定だけで国葬儀を決めたということ、どちらにしても混乱を招いたということは事実だと思います。

どの行政組織にどの行政事務を所管させるかを規定する規範を組織規範と呼ぶとすると、国葬儀については内閣府設置法が組織規範に当たるんで

しょう。また、組織規範による所掌とされた行政事務を執行する際によりどころとなるものを根拠とします。警備について万全を期した上での予算であるということ、これは当然のことであります。警備規範、所掌とされた行政事務の執行を適正ならしめるものを規制規範と呼ぶとすると、国葬儀においては組織規範しかなく、根拠規範も規制規範もありません。

今回これだけ大きな問題となつた以上、今後の国葬儀に関する法律上の位置付けというものを考えるおつもりは、総理、ありませんでしょうか。

○内閣総理大臣（岸田文雄君） まず、法的根拠については、内閣としましても、内閣法制局としつかり協議をした上、確認をさせていただいております。まずもって、こうした国の儀式、これは立法府、立法権に属するものでもなければ、司法権に属するものではない、行政権に属するものである、その一つの根拠が御指摘の内閣府設置法四条三項であると認識をしています。

そして、閣議決定に基づいて国葬儀を行う、こういった姿勢は、たしか昭和五十二年の衆議院内閣委員会での政府答弁の中にこういった姿勢を明らかにしている、閣議決定に基づいて行うということを答弁としてお答えさせていただいている。

この方針は今でも変わらないということで、行政権の範囲であるならば閣議決定が求められる、それを行い、決定を行つた、これが政府のありようであります。

○吉川沙織君 先ほど、衆議院の議院運営委員会の答弁で総理は、今回の国葬儀は国民の権利を制限するとは言えず、法律は必要でない趣旨の答弁をなさいました。ただ、法律、法的に問題がないことと、政治的、社会的に問題がないこととは、私は違うと思います。

実際、八月の臨時会で各議員から出された質問主意書に対する政府答弁は閣議決定のみというトーンで、八月十日の総理記者会見も同じトーンでした。ただ、八月三十一日の総理の記者会見では若干そのトーンが変わってきました。今後、考えるぐらいは私はなさるべきだと思います。

そこで、これからちょっと具体的なことをお伺います。
戦後における国葬儀と内閣・自民党合同葬儀の例について、件数だけ、長官、教えてください。件数だけお願いします。

○国務大臣（松野博一君） お答えをさせていただきます。

戦後の元内閣総理大臣の葬儀のうち、国葬儀を行ったのは吉田元総理の一件であり、内閣と自由民主党合同葬儀は計八件であります。

○吉川沙織君 国葬儀と内閣・自民党合同葬の違いというのは何でしょうか。

○国務大臣（松野博一君） 国葬儀は国による葬儀であり、内閣葬に関しては内閣による葬儀でござ

ります。

○吉川沙織君 昭和四十二年十月二十三日の吉田元総理の葬儀の執行についての閣議決定と昭和五十五年六月二十四日の故大平正芳元総理の葬儀の執行についての閣議決定、日付以外は同じ文言なんですが、一か所だけ違うところがあります。何が違うかといいますと、「葬儀のため必要な経費は、国費」、合同葬の方は「葬儀のため必要な経費の一部は」と書いてあります。

国葬儀と合同葬の外形上の違いというのは費用負担でしかないと思うんですが、それで認識合いますでしょうか。

○國務大臣（松野博一君） 国葬儀と内閣葬儀、それぞれどういった形がふさわしいかにつきましては、そのときの内閣によつて判断をされるものでございますが、先生から御質問がありました経費に関するものは、合同葬儀に関しては内閣と、今まででは自由民主党葬でございますけれども、自

だきます。

○吉川沙織君 これまでいろいろ伺つてまいりましたが、そのときの内閣によつて判断をされるものでございますが、先生から御質問がありました経費に関するものは、合同葬儀に関しては内閣と、今まででは自由民主党葬でございますけれども、自

だきます。

○吉川沙織君 これまでいろいろ伺つてまいりましたが、そのときの内閣によつて判断をされるものでございますが、先生から御質問がありました経費に関するものは、合同葬儀に関しては内閣と、今まででは自由民主党葬でございますけれども、自

行うことを判断した理由として、委員御指摘のように、大きく四点申し上げています。

その中で、まず、日本のこの憲政の歴史百三十年の中でも最長であること、そして、様々な功績についても指摘をさせていただきました。そして、今回のこの非業の死についても指摘をさせていただきましたが、それと併せて、やはり国際的なこの様々な弔意、敬意のこの表明、これを国としてどう受けるのか、これが大きなポイントになると

思います。

多くの弔意が国民、日本国民全体に対する弔意というメッセージになつていて、また、国挙げて各国が弔意を……

○委員長（福岡資麿君） 端的にお答えいただくようにお願いします。

○内閣総理大臣（岸田文雄君） 様々な形で表明している。こうしたことを国としてどう受け止めるのがこれが適切なのか、こういった判断が、国葬儀なのか内閣葬なのか、この違いになつていると認識をしております。

○吉川沙織君 今答弁いただいたのは今までの内容と一緒です。国葬儀としての理由はもう何回もお示しになられていて、しかし、国葬儀として行うのであれば、特定の個人を国の儀式として行うことが説得的であつて、多くの共感を呼び、国民の理解を広く得られる説明になつていて、とい

えば、そうはなっていなと思います。なぜ内閣・自民党合同葬では不十分なのか、何が足りないのか、国葬儀とは何が決定的に違うのか、依然として不明で、この点を十分に私は説明していただきたかったと思います。

昨日、これまでも、今日もたくさんおっしゃいました、行政権、司法権、立法権、行政権、残念ながら不正不當な活動が頻発しています。私は立法権に属する立場ですが、非常に危惧しています。

その一つに公文書の改ざんや統計不正、不適切な扱いがあります。公文書管理法は公文書を健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源と位置付けており、この点から一個確認させてください。

吉田元総理の国葬儀を皮切りに、内閣・自民党合同葬、元総理の、記録というものはきちんと残されているでしょうか。そして、今回の件、きっと経緯も含めて、その空白の一週間ぐらいも含めてちゃんと記録を残すかどうか。内閣の責任者である総理に伺います。

○内閣総理大臣（岸田文雄君） 今回の国葬儀に当たつて様々な意見や批判や議論があるということと、これは承知をしております。

よつて、今回、国葬儀を行つた後に、先ほど申し上げた予算についても確定したものしつかりと報告しなければならないと思いますが、是非、

今後につなげるためにも検証を行つて、その検証を今後の議論に資するよう努めていきたいと思つております。

○吉川沙織君 今回、五十五年ぶりにあえて国葬儀になさいました。記録をきちんと残されますね。

総理、総理、最後の答弁です。

○国務大臣（松野博一君） お答えいたします。

この度の安倍元総理の国葬儀についても、実施後に記録集を作成する予定であるとともに、公文書管理法に基づき必要な文書を作成しており、適切に保存してまいりたいと考えております。

○吉川沙織君 今般、安倍元総理の国葬儀を執り行うに際し、国民一人一人に喪に服することを求めるものではない、こういう御発言ありました。

にしても、国の儀式として葬儀を執り行いたいと考えるのであれば、総理は、内閣としてその思いについて多くの国民の共感を呼び、広く理解を得るために国民の代表機関である国会の意見を聞く、そういう過程を経るべきではなかつたかと思います。

最終的に内閣が国葬儀を実施する、そういう決定をするに当たり、国会の意見を聞かなかつたがために説明が不十分ともなり、分断を生んでしまつたのではないかと思います。

新型コロナウイルス感染症の際も、議院運営委員会が国会報告の場に使われ、幾度も総理の出席

を求めてきましたが、背を向けてこられました。

今回、総理御自身の言葉で総理出席が実現したよう、また八月三十一日の総理会見でもおっしゃったように、是非、国会、国民に向き合う政治、していただきたいと思います。

ありがとうございました。